

公立大学法人横浜市立大学ハラスメントの防止に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本学におけるハラスメント及びその他の人格権侵害並びにこれらに起因する諸問題（以下「ハラスメント」という。）の発生を防止するとともに、ハラスメントに係る事案のすみやかな解決を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントの定義を次のとおりとする。

(1) セクシュアル・ハラスメント

学習・研究・就労の場でなされる他の人の意に反する性的な言動を行い、その言動によって、相手方に利益、不利益を与えること、または、相手方の精神的・身体的自由を侵害すること

(2) アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者または本学で学ぶ学生等に対して、職務上または教育・研究上の地位や人間関係などの職場内または教室、研究室やゼミなどの所属内の優位性を背景に、業務または教育・研究の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える若しくは職場環境または教育・研究環境を悪化させること

(3) その他

上記のハラスメント名称いかんに関わらず、又は職権を背景にしない場合であっても、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることは、人権を侵害するものであり、ハラスメントとみなして本規程を適用する。

第2章 ハラスメント防止委員会

(設置)

第3条 ハラスメントの防止とその対応等について必要な措置を講じるために、本学にハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という)を置く。また、防止委員会の事務局を人事課に置く。

(所掌事項)

第4条 防止委員会は、本学におけるハラスメントの防止及び対策のために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントの防止のための啓発に関すること
- (2) ハラスメントの相談に関すること
- (3) ハラスメントの紛争解決に関すること
- (4) その他、ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項

2 防止委員会は、ハラスメントの防止及び対策のためにとるべき措置等をまとめたときは、理事長に報告するものとする。

3 防止委員会は、本学におけるハラスメントに関する事項(相談件数、コーディネート件数、被害申し立て件数等)をまとめ、定期的に公表するものとする。

(組織等)

第5条 防止委員会の組織等に関する具体的な事項は「公立大学法人横浜市立大学ハラスメントの防止に関する要綱」(以下「ハラスメント防止要綱」という)に定める。

第3章 窓口委員

(設置)

第6条 ハラスメントに係る事案についての事情聴取等の相談を受け付けるため、窓口委員を置く。

(任務)

第7条 窓口委員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントに係る事案についての事情聴取及び報告
- (2) コーディネートの依頼及び被害申し立てに必要な手続に関する相談並びに受付
- (3) その他ハラスメントの防止推進のための啓発等

(構成等)

第8条 窓口委員の構成等に関する具体的な事項はハラスメント防止要綱に定める。

第4章 コーディネート委員会

(設置)

第9条 防止委員会は、ハラスメントに関して第7条第2号に規定に基づき、当事者間での話し合い等による合意の形成に向けての調整(以下「コーディネート」という。)の依頼があった場合に、これに対応するため、コーディネート委員会を設置する。

2 防止委員会において、コーディネートの依頼が第1条に規定する目的に照らし相当でないと判断されたときは、コーディネートの依頼を不受理とすることができる。ただし、防止委員会において、不受理とする場合には、その理由を付して、当事者に通知しなければ

ならない。

(構成等)

第10条 コーディネート委員会の構成等に関する具体的な事項はハラスメント防止要綱に定める。

第5章 調査委員会

(設置)

第11条 防止委員会は、次の各号にあたる場合に、ハラスメントの事実関係の調査にあたるため、調査委員会を設置する。

(1) ハラスメントの被害申し立てがあったとき

(2) 防止委員会が必要と判断したとき

2 事案がコーディネート委員会の手続きに付されている間、防止委員会は、前項第1号の規定にかかわらず、調査委員会を設置しないことができる。

3 防止委員会において、被害申し立てが第1条に規定する目的に照らし相当でないと判断されたときは、被害申し立てを不受理とすることができる。ただし、防止委員会において、不受理とする場合には、その理由を付して、当事者に通知しなければならない。

(構成等)

第12条 調査委員会の構成等に関する具体的な事項はハラスメント防止要綱に定める。

第6章 ハラスメント防止体制

(ハラスメント防止活動責任者)

第13条 ハラスメント防止活動推進のためハラスメント防止活動責任者及びハラスメント防止活動推進者を置く。

(構成等)

第14条 ハラスメント防止活動責任者及びハラスメント防止活動推進者の構成等に関する具体的な事項はハラスメント防止要綱に定める。

第7章 委員等の義務

(守秘義務)

第15条 防止委員会、コーディネート委員会及び調査委員会の委員並びに窓口委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(人権の尊重等)

第16条 前条に規定されたものは、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 当事者の名誉、プライバシー等の人格権を侵害することがないように慎重に対処すること
- (2) 当事者に対する対応策を講じるにあたって、ハラスメントにあたるような言動を行わないこと

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月10日から施行し、令和元年7月1日から適用する。